

## 第3章 災害応急対策

津波災害は、「避難」を中心とした対応をすることにより、被害の発生を極力減少させることができるなど、他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

### 第1節 災害発生直前の対策

#### 1 津波警報等の伝達

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

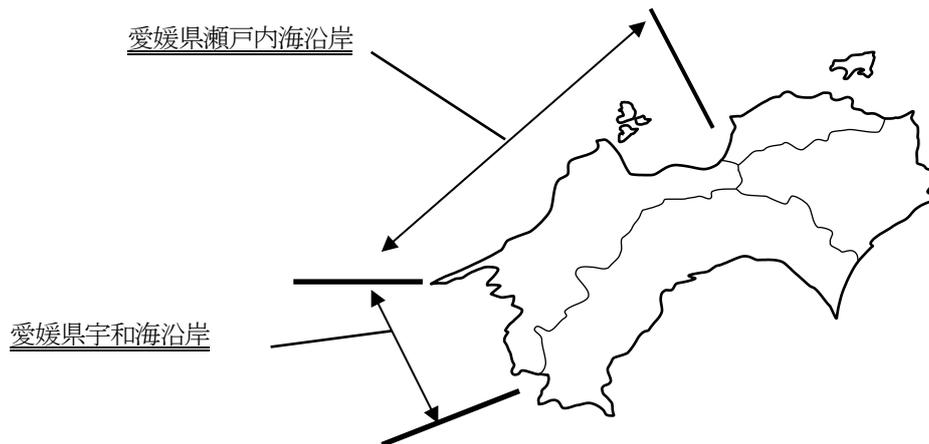
##### (1) 国（気象庁）の津波警報等

###### ア 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については特別警報に位置付けられる。

(ア) 下の図に示す県内の津波予報区（瀬戸内海沿岸及び宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



(イ) 県内で震度1以上を観測した場合

(ウ) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

(エ) その他必要と認める場合

##### イ 津波予報・地震情報等の種類（発表時刻順）

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報の解説

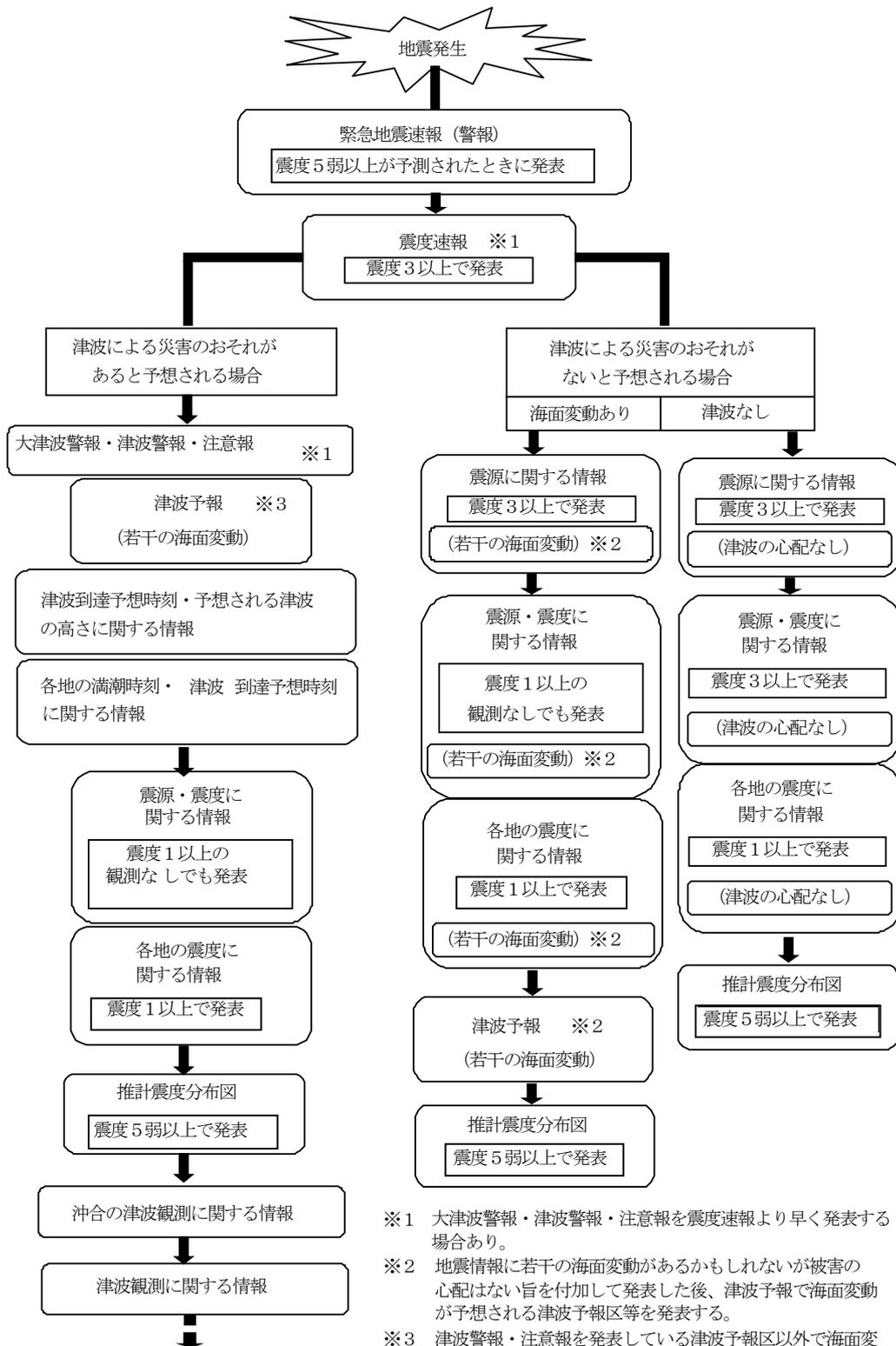
気象庁により、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震〔日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震〕については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表される。

また、大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表される。

なお、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報で発表される。

##### ウ 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、資料編に掲げるとおりとする。



- ※1 大津波警報・津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を公表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波 予報区に発表する。

エ 緊急地震速報

(ア) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」による。

## (イ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市町等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市町の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

## オ 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は資料編に掲げるとおりとする。

## (ア) 津波情報等の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の 発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

## (イ) 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※1
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※2
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

## ※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

## ※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観

測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

a 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

b 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(ウ) 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)。	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表)。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表)。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## (エ) 地震情報に使用される用語の解説

用語	説明
震度	ある地点での地震動の強さをいう。 「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町村に1か所程度設置されている。
地域震度	全国を188地域に分け、その地域内の震度観測点（市町村単位）で観測された最大震度をいう。 愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の3地域に分けて発表される。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震央	震源の真上に当たる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大きさを数字で示したのがマグニチュードで、一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合に使用される。

## (2) 市の活動

## ア 津波に対する措置

(ア) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されたとき

ただちに避難行動の対象者となる地域の住民、漁業協同組合、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとる。

(イ) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

危険な地域からの一刻も早い避難行動が必要であることから、避難の対象とする地域に対して、避難指示を発令する。

## イ 津波情報等の受理・伝達・周知

(ア) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

(イ) 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP告知システム、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、登録制メール、スマートフォン向けアプリ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

## 2 避難指示等

市長は、迅速・的確な避難指示等を行う。

(1) 次の避難基準にもとづいて、大津波警報、津波警報又は津波注意報が出された時は、津波警報等で発表される津波高さに応じた発令対象とする区域に対して、即座に避難指示を発令する。

## ア 津波に対する避難基準

避難指示
津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたとき。
本部長が必要と認めたとき。（※1）

## ※1 津波に対する避難基準について本部長が必要と認めたとときの具体例

停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない場合	1分以上の強い揺れを感じた場合に避難指示を発令する。
遠地地震の場合	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に、状況に応じて、避難指示の発令を検討する。

## イ 津波に対する避難指示等の対象区域

津波による浸水等のおそれがあり、避難の勧告又は指示の対象となる地区は、次のとおりである。なお、避難の際は、原則として浸水想定区域外に避難するものとする。ただし、避難が間に合わず、浸水想定区域外まで移動することが困難となった場合には、津波避難ビルや高台に緊急的に一時避難する。

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上（海岸堤防等より海側）	
津波警報又は大津波警報が発表された場合（遠地地震の場合を除く）	津波浸水想定区域（別表3（1））	
遠地地震に伴う津波警報が発表された場合	予想最高潮位※が2.7m以上3.0m未満（TP）の場合（ $4.61\text{m} \leq \text{CDL} < 4.91\text{m}$ ）	川西地区の敷島通りより海側の区域（沿岸の埋立地及び尻無川の東側及び若水町一丁目を除く）（別表2（1））
	予想最高潮位（※2）が3.0m以上（TP）の場合（ $\text{CDL} \geq 4.91\text{m}$ ）	高潮浸水想定区域（別表2（2））

※2 予想最高潮位＝津波到達日の満潮位（潮汐表はCDLで表示）＋予想される津波の高さ

資料編 ・津波浸水想定図（南海トラフ巨大地震：愛媛県地震被害想定調査） P856

- (2) 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を発令する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- (3) 津波は、津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失があること、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。
- (4) 津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、IP告知端末、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (5) 地震発生時に市長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示等を発令する。
- (6) 「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

## 第2節 市の災害応急活動

市内に津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」による。

### 応急対策の分担

実施担当	実施内容
動員班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の非常招集その他勤務に関すること。</li> <li>・各部の動員要請に関すること。</li> </ul>
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設及び運営に関すること。</li> </ul>
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防職員の招集に関すること。</li> <li>・消防団との連絡に関すること。</li> </ul>
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。</li> </ul>
消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査及び災害対応に関すること。</li> </ul>
各部共通事務 (各部庶務担当課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の庶務に関すること。</li> <li>・本部、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>・部内職員の動員、配備に関すること。</li> <li>・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。</li> <li>・所管施設の災害復旧対策の取りまとめに関すること。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
各課共通事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。</li> <li>・所管施設の災害復旧対策に関すること。</li> <li>・他の班の応援に関すること。</li> </ul>

### 1 活動体制の区分及び設置基準

地震の規模あるいは被害状況により、次の表1-1のとおり、警戒体制、特別警戒体制、非常体制、特別非常体制の4段階の体制で、災害応急対策を講じる。設置基準については、愛媛県が県下の市町に配備している「愛媛県震度情報ネットワークシステム」に基づく、新居浜市の震度を基準値とする。また、時間外及び休日には報道機関による気象台発表の新居浜の震度を、職員自主参集の基準値とする。

表1-1 活動体制区分及び設置基準

体制区分	設置基準	組織区分	配備区分	配備及び活動体制の基準
警戒体制	ア 津波注意報が発表されたとき。 イ その他状況により市長が必要と認めたとき。		事前配備	表1-2 のとおり
特別警戒体制	ア 状況により市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	第1配備	表1-3 のとおり
非常体制	ア 津波予報区の愛媛県瀬戸内海沿岸に津波警報が気象庁から発表されたとき。 イ その他の状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	第2配備	表1-4 のとおり
特別非常体制	ア 市域の広範囲にわたって災害が発生したとき。 イ 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 ウ その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	第3配備	表1-5 のとおり

※ 表1-2～表1-5は、風水害等対策編に掲載

## 2 災害警戒本部

### (1) 災害警戒本部の設置

市長は、災害対策本部設置前においても常に地震及び気象状況等に注意し、次により災害警戒本部の体制を整える。

#### ア 設置基準

状況により、市長が必要と認めたとき。

## 3 災害対策本部

### (1) 災害対策本部の設置

地震災害対策編第3章第1節4「災害対策本部」を準用する。

### (2) 地区連絡員

大規模な津波災害時、「地区連絡員」は、川西、川東地区（ただし、津波や高潮等の恐れのある間は、浸水が予想される区域を除く）をカバーし得るよう各公民館・交流センターに派遣され、情報収集活動及び広報活動を行う。

#### ア 地区連絡員の派遣基準

その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

#### イ 地区連絡員の派遣先

各校区公民館・交流センターに派遣する。

#### ウ 地区連絡員

各校区に居住する職員のうちから、あらかじめ指名する職員をもって、地区連絡員とする。

地区連絡員となった職員は、市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、各公民館・交流センターへ直ちに参集し、本部（動員班）へ報告する。

#### エ 自治会連絡員の派遣

各校区連自治会長は、情報伝達班より地区連絡員派遣の連絡を受けたときは、状況に応じて各公民館に自治会連絡員を派遣するものとする。

## 第3節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」を準用する。

## 第4節 情報活動

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

なお、この節に定めのない事項については、地震災害対策編第3章第3節「情報活動」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。</li> <li>・災害情報の保存に関すること。</li> <li>・県への被害状況報告に関すること。</li> </ul>
調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関すること。</li> <li>・本部長の特命に関すること。</li> </ul>
情報処理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の受付及び処理に関すること。</li> <li>・災害情報の整理・記録に関すること。</li> </ul>
調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。</li> </ul>
情報伝達班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会及び自主防災組織の伝達に関すること。</li> </ul>
援護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者に関わる施設等への伝達に関すること。</li> </ul>
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団との連絡に関すること。</li> </ul>
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報等の収集伝達に関すること。</li> </ul>
消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査に関すること。</li> </ul>
関係各部班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する施設等についての被害情報の収集、報告に関すること。</li> </ul>

### 1 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や、海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、松山地方気象台、県（防災危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

## 第5節 広報活動

津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、県、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者（調整班長）が実施する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第5節「広報活動」による。

### 応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・各部、各班の総合連絡調整に関する事。
調整班	・災害関係の広報に関する事。 ・被害写真に関する事。 ・報道機関への発表に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。
情報処理班	・災害関係の広聴活動に関する事。
情報伝達班	・自治会及び自主防災組織への伝達に関する事。
援護班	・要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達に関する事。
予防班	・消防広報に関する事。 ・災害広報の応援に関する事。
消防班	・災害広報の応援に関する事。
下水道班	・災害広報の応援に関する事。
水道給水班 水道施設班	・災害広報の応援に関する事。

### 1 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、本章第4節「情報活動」に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 津波等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 津波発生時の注意事項
- (5) 避難指示の発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指示
- (7) 電気、ガス、水道、下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

## 第6節 避難活動

大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」による。

### 応急対策の分担

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の誘導及び収容に関すること。</li> <li>・避難所の開設及び運営に関すること。</li> <li>・社会教育団体等への協力要請に関すること。</li> </ul>
教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。</li> <li>・学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。</li> </ul>
消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示及び避難者の誘導に関すること。</li> <li>・警戒区域の設定に関すること。</li> </ul>

### 1 避難の方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

特に、津波の危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。また、外国人や旅行者等の一時滞在者に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難行動を行う。

- (1) 住民等は、非常用持出品を持って、協力してあらかじめ定めた避難場所へ避難する。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、地域の要配慮者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行う。
- (3) 住民等は、津波による危険が迫り、避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高台を目指して避難する。
- (4) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、学校管理下内の児童生徒が避難する避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法をあらかじめ定める。
- (5) 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、市職員、消防団員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、指定避難所等へ避難する。

### 2 指定避難所等の開設、運営

地震災害対策編第3章第5節2「指定避難所等の開設、運営」を準用する。

### 3 職員の派遣

地震災害対策編第3章第5節3「職員の派遣」を準用する。

### 4 学校機能の早期回復

地震災害対策編第3章第5節4「学校機能の早期回復」を準用する。

### 5 福祉避難所の設置

地震災害対策編第3章第5節5「福祉避難所の設置」を準用する。

## 第7節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第7節「緊急輸送活動」を準用する。

## 第8節 交通応急対策活動

風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによるが、地震発生時の自動車運転者のとるべき措置について次のとおり定め、陸上交通の確保に努める。

### 1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

### 2 交通規制時の自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官等（警察官、自衛官、消防職員、港湾管理者及び漁港管理者。以下「警察官等」という。）の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

## 第9節 消防活動

大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」による。

### 1 消防活動の基本方針

津波に伴う災害は、津波の高さ、周辺の施設の状況等により極めて大きな被害となることが予想される。また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策をとる必要がある。地震による津波の被害を最小限に食い止めるために、市は、消防機関の全機能をあげて、風水害編に定める基本方針により消防活動を行う。

### 2 消防機関の活動

#### (1) 消防本部の活動

消防長は、消防本部及び消防団を指揮し、津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次により効率的な活動を行う。

##### ア 災害発生状況等の把握

市内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部、警察署、海上保安部等の防災関係機関と緊密な連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防車両等の通行可能道路
- (エ) 消防水利等の使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

##### イ 消防活動の留意事項

津波災害の特殊性を考慮し、次の事項に留意して迅速かつ適切な消防活動を行う。

- (ア) 津波の被害が予想される地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民等の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- (エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携に努める。

##### ウ 救急救助活動の留意事項

津波災害時における要救助者の救急救助活動の留意事項は次のとおりとする。

- (ア) 津波災害時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即し柔軟な対応を行う。
- (イ) 津波災害時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ確かな判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。
- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速

く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、災害医療コーディネーター、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行う。

(エ) 震災災害時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署(交番、駐在所)等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

(オ) 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法(昭和23年法律第186号)に定める防火管理者・防災管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

## (2) 消防団の活動

消防団は、津波災害時、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動等を行う。

ただし、消防班が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

### ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

地域住民の津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を行う。

### イ 出火防止活動

津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、自主防災組織及び地域住民と協力して初期消火に当たる。

### ウ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

### エ 避難誘導

避難指示等が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

### オ 救急救助活動

各消防班による活動を補佐するとともに消防団に配備された救急救助資機材等を活用し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急救護を行い、安全な場所へ搬送を行う。

### カ 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

### キ 自主防災組織の指揮活動

災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急措置に当たる。

## (3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁に緊急時メンタルサポートチームの専門家の派遣を要請する。

## 3 事業所の活動

### (1) 事業所の近隣で津波による火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### (2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

## 4 自主防災組織の活動

### (1) 初期消火活動

近隣で津波による火災が発生したときは、消火器、消火栓等を活用して初期消火に努める。

### (2) 消防隊への協力

消防隊(消防本部、消防団)が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

## 5 市民の活動

近隣で津波による火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

## 第10節 水防活動

風水害等対策編第3章第11節「水防活動」を準用する。

## 第11節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第12節「人命救助活動」を準用する。

## 第12節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第14節「災害救助法の適用」を準用する。

## 第13節 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

## 第14節 飲料水の確保・供給

風水害等対策編第3章第16節「飲料水の確保・供給」を準用する。

## 第15節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第17節「医療救護活動」を準用する。

## 第16節 災害廃棄物等の処理

地震災害対策編第3章第15節「災害廃棄物等の処理」を準用する。

## 第17節 防疫・衛生活動

風水害等対策編第3章第18節「防疫・衛生活動」を準用する。

## 第18節 保健衛生活動

風水害等対策編第3章第19節「保健衛生活動」を準用する。

## 第19節 死体の搜索・措置・埋葬

風水害等対策編第3章第13節「死体の搜索・措置・埋葬」を準用する。

## 第20節 動物の管理

風水害等対策編第3章第22節「動物の管理」を準用する。

## 第21節 応急住宅対策

地震災害対策編第3章第23節「応急住宅対策」を準用する。

## 第22節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第24節「応急教育活動」を準用する。

## 第23節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第25節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

## 第24節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第9節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

## 第25節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第27節「応援協力活動」を準用する。

## 第26節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第26節「ボランティア等への支援」を準用する。

## 第27節 自衛隊災害派遣要請の要求等

風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」を準用する。

## 第28節 消防防災ヘリコプターの出動要請

風水害等対策編第3章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」を準用する。

## 第29節 ライフラインの確保

風水害等対策編第3章第30節「ライフラインの確保」を準用する。

### 第30節 公共土木施設等の確保

地震災害対策編第3章第29節「公共土木施設等の確保」を準用する。

### 第31節 危険物施設等の安全確保

地震災害対策編第3章第30節「危険物施設等の安全確保」を準用する。

### 第32節 社会秩序維持活動

地震災害対策編第3章第31節「社会秩序維持活動」を準用する。

### 第33節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

地震災害対策編第5章第4節「南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等」を準用する。